

島根県検査書類限定型工事試行要領

1. 目的

「島根県検査書類限定型工事」は、竣工検査時を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査員の重複確認廃止、受注者における説明用資料等の書類削減により、検査の時間短縮及び効率化を図るものである。

2. 試行対象工事

試行の対象工事は、各県土整備事務所、隠岐支庁県土局において実施する工事のうち、最終請負金額が5千万円以上で中間検査を実施した工事とし、発注時の仕様書（施工条件書）に試行対象工事であることを明記する。ただし、発注済の工事においては、受注者が希望すれば実施できるものとする。

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査対象工事」
- ・施工中、休業4日以上労働災害等、休業4日以上に相当する公衆災害並びに「担当部長又は事業所長から口頭注意」以上の措置を受けた労働災害及び公衆災害等を起こした工事

3. 実施内容

(1) 検査

検査員は、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

①施工計画書（当初、変更）	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳	⑦品質管理図表
③工事打合簿（協議）	⑧品質規格証明書（注1）
④工事打合簿（承諾）	⑨品質証明書（対象工事のみ）
⑤工事打合簿（提出）	⑩工事写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

注1：「品質規格証明書」とは、島根県公共工事共通仕様書第2編材料編第1章一般事項第2節工事材料の品質1.一般事項で定める「工事に使用した材料の品質を証明する。試験成績表、性能試験結果、ミルシート等」をいう。

(2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

島根県検査書類型限定工事を実施する場合、受発注者協議のうえで、打合簿（指示）により受注者に指示するものとする。

なお、特別な事由がある場合は、上記10種類以外の追加書類の提示を請求できるとし、検査通知時に追加書類を併せて受注者に通知するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は令和5年2月1日から施行する。